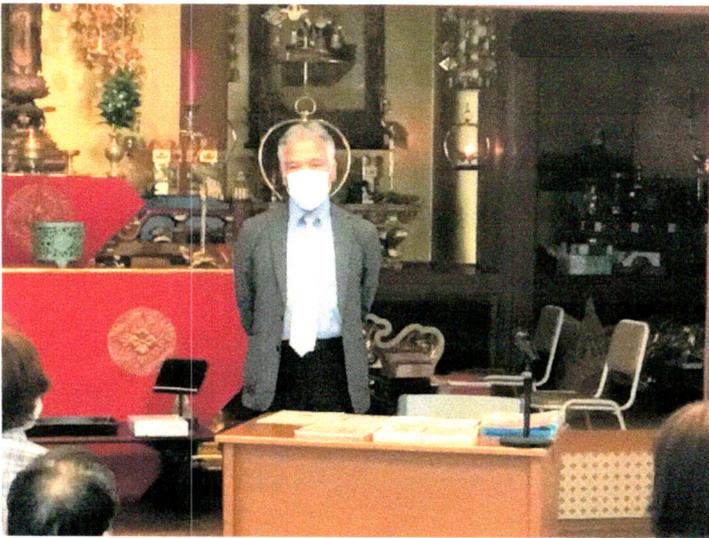


いきいき終活セミナー



去る5月29日(日)午後1時半～、徳成寺において、寺ともサービスデイ「いきいき終活セミナー」が開かれました。この日、最高気温が30度を超すような暑い一日でしたが、セミナーの内容も中身の濃い熱いものでした。講師は、あおぞら資産相談室の税理士池田達彦先生です。先生ご自身のお母様が認知症を患われて長期間支え続けられた実体験をもとにお話して下って、大変説得力がありました。この日テーマに掲げた「生前対策」も、認知機能が失われる前でないと意味がないからです。

認知機能が失われると、家庭裁判所から成年後見人を選任してもらわなければ、各種の法律行為などが出来なくなってしまいます。

20年前の後見制度が発足した当初は、後見人になるのは圧倒的に家族が多かったのですが、様々な紆余曲折を経て今では8割が弁護士や司法書士と言った専門職が引き受けています。専門職への報酬も、所有財産によって算出されますが、毎月毎月数万円ずつ発生するので長生きすればするほど、出費がかさむようになるそうです。



そこで池田先生が、ライフワークにしておられるのが「家族信託」です。まだ耳慣れない方も多いかも知れませんが、「家族信託」とは、「ご家族や第三者のどなたかに、財産管理を信じて託す」ことです。

たとえば親が自分の子と信託契約を交わしておいて、財産の中身は親のものにしておきつつ、財産の名義は子になるのですが、財産の管理あるいは場合によっては処分まで子に任せられるのです。

人間はいつまで生きるか分かりません。自分の預貯金や年金だけで、老人施設の費用を賄えなくなったとしても自分の住まいや土地を売ったお金を充ててくれとい

う事も可能になるわけです。この「家族信託」と「遺言」をセットにしておくと、たとえ認知症などになったとしても自分の財産を、最後の一円まで自分の思い通りに決定し執行できます。「家族信託」の要は、①誰に託すのか?と②託す中身の決定そして③それ以外をどうしておくのか決める3点だそうです。講義終了後も、個別相談が相次ぎました。